

京都市会だより版下製作業務の受託者選定に係る募集要項

1 委託業務の内容

- (1) 名称 平成31年度京都市会だより（以下市会だより）版下製作業務
- (2) 委託内容 仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 本市の競争入札参加資格者であり、入札参加停止期間中でない者
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者
 - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
 - エ 市内に事業所を有していること。
 - オ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - カ 本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - キ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 応募書類の提出

(1) 提出資料

提出資料	説明	部数
見積書 (任意様式)	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を表紙に記入したうえ、代表者印を押印してください。	1部
提案書 (任意様式)	（参考）で定める内容を踏まえて作成してください。なお、表紙には受託希望者の社名を記載し、表紙以外に社名や担当者名を記載しないでください。	6部
各種証明書 ※上記2(2) に該当する 場合	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本） （法人の場合）	1部
	・印鑑登録証明書（個人の場合）	
	2(2)オ、カを証明する納税証明書	1部
	2(2)キを証明する水道料金・下水道使用料納付証明書	1部
	2(2)クに係る京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書	1部

(2) 提出期限

平成31年2月21日（木）午後3時必着

- ※ 提出方法は、郵送又は持参とします。
- ※ 持参の場合の受付時間は、午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。最終日は午後3時まで。）とします。
- ※ 提出後に辞退する場合は締切日時までにその旨を申し出てください。

(3) 提出先

京都市会事務局調査課（京都市役所本庁舎2階）（担当：西田，樋口）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

4 質問の受付及び回答について

本件について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。ただし、他の応募者に関する質問には応じません。

(1) 質問方法

電子メール又はFAXにて行い、その後電話で着信確認をしてください。

メールアドレス：seimuchosa@city.kyoto.lg.jp

TEL：075-222-3697 FAX：075-222-3713

※ 電話連絡の受付時間

午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

(2) 質問の受付期限

平成31年2月14日（木）午後5時

(3) 回答方法

全ての質問及び回答を、京都市会ホームページに掲載します。当該回答は本要項と一体のものとして効力を有するものとします。

ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡を行います。

5 受託者の決定等

(1) 受託候補者の決定

京都市会が設置する選考組織において、「京都市会だより版下製作業務受託候補者選定に係る評価基準」（別紙2）により提案書等に基づいて審査し、全ての参加者について順位を定め、最も優れていた者を受託候補者として選定します。

(2) 審査結果通知

審査結果については、平成31年3月7日（木）までに通知します。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議のうえ、委託内容を決定し、委託契約を締結します。この際、受託候補者との協議が整わなかった場合は、順位の高かった者の順に新たな受託候補者とし、協議を行います。

6 委託契約の詳細

(1) 契約上限額

金 2, 6 4 0 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(2) 委託費の支払条件

精算払いとします。

(3) 特約事項

見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り、契約時に増額することは認めません。また、受託候補者と協議のうえ委託内容を決定するため、委託契約額が見積書における見積額と同じになるとは限らないことに留意してください。

(4) 再委託の禁止

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、京都市長が承認した場合はその限りではありません。

(5) 契約保証金

免除とします。

7 スケジュール (予定)

平成 3 1 年 2 月 1 4 日 (木) 質問受付期限
2 月 2 1 日 (木) 応募書類等の提出期限
3 月 7 日 (木) 受託候補者選定通知
3 月下旬 協議, 契約手続

8 その他

- (1) 全ての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類は受託候補者の選定及び受託候補者との契約手続きのみに使用し、他の目的では使用しません。
- (3) 応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 必要に応じて電話等で内容を確認する場合があります。
- (5) 提出期限以降の提案書等の差替え及び再提出には応じることはできません。
- (6) 提出書類は返却しません。

9 予算不成立の場合の無効

本件に係る平成 3 1 年度予算が成立しないときは、契約しないものとします。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできません。

また、本市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、本市に請求することはできません。

10 消費税等の率の変動に伴う契約金額の変更

消費税法の改正等によって消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とします。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとします。

11 問い合わせ先

京都市会事務局調査課（担当：西田，樋口）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3697 FAX：075-222-3713

メールアドレス seimuchosa@city.kyoto.lg.jp

ホームページアドレス <http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

京都市会だより版下製作業務の受託者選定に係る提案書作成について

提案書には、以下の1～5の内容を明記してください。

1 デザイン方針（デザイン・レイアウト・色彩等）

デザインの方針を示す資料として、平成30年12月発行号（第98号）1面、2面及び3面（2面の記事「京都市会のココが知りたい！」を除く。）について、各記事の内容は全て同一のまま、レイアウトやイラストなどを新たに考案・作成した見本を付けてください。

なお、見本は平成30年度発行のものを参考に統一感のあるデザインとしつつ、次に掲げる留意点を踏まえて作成してください。

留意点

- ・市民しんぶん区版に挟み込み全戸配布しているものであり、読者層は、若年から高齢までの幅広い年齢層の市民の方です。
- ・1面の「京都市会だより」のタイトル部分は現行のものを使用するものとします。
- ・平成30年12月発行号（第98号）1面のデザイン案は2通りまで提出できるものとします。
- ・議会広報紙（誌）の性質上、文字が多くならざるを得ない発行号もありますが、そのような場合でも、紙面構成の工夫やイラストの活用などにより、可能な限り、文字情報が視覚的に伝わるようにしてください。

2 従来由市会だよりの改善策の提案

1で作成した見本の中で、平成30年12月発行号1面、2面及び3面（2面の記事「京都市会のココが知りたい！」を除く。）に対する改善点を示してください。

3 イラスト・マンガ

市会だよりの紙面で使用できるイラスト・マンガの画風を確認する資料として、過去の製作実績から複数パターンの製作例を示してください。

4 製作体制

営業・編集等、当該委託業務に係る部門ごとのスタッフの人数、役割等を記載してください。

5 広報紙（誌）等製作実績

本市が発行する広報紙（誌）若しくは他の自治体が発行する広報紙（誌）等の製作実績

※ 広報紙（誌）の名前、発行部数、契約の相手、契約期間を記載してください。